家畜人工授精所開設許可申請書

年　　月　　日

　北海道知事　様

　　　　　　　　家畜人工授精所の開設者の住所

　　　　　　　　家畜人工授精所の開設者氏名又は名称

　家畜改良増殖法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第32条各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

　１　家畜人工授精所の名称及び所在地

　２　家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所

　３　家畜の種類及びその業務の別

　４　家畜改良増殖法第27条の種畜の種類、品種及び名前並びに他人がこれを飼養する場合にあってはその飼養者の住所及び氏名又は名称並びにその精液提供に関する契約等の概要

　５　家畜人工授精所の構造、設備及び器具の概要

　６　その他（①と②のそれぞれについて丸で囲むこと。）

1. 家畜人工授精所開設許可証への旧姓並記の希望の有無　　有・無
2. 申請に係る家畜人工授精所の施設又は申請者に関する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する届出の要否　　　　　要・不要

北海道収入証紙ちょう付欄

　備考

　　１　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

　　　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務

　　　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務

　　　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

　　　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

　　２　６②の届出を要する場合にあっては、当該届出をしたときは、速やかに、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。なお、「要」には既に届出した場合も含めるものとし、この場合においても、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。

　　３　申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

　　 (１) 申請者が個人の場合

　　　　ア　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第７条第１号及び第７号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの）に限る。）

　　　　イ　家畜改良増殖法、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処されたことの有無並びに刑に処された者にあってはその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年の経過の有無を記載した書面及びその確定判決謄本

　　　　ウ　家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師（家畜体内受精卵の処理又は家畜体外授精業務（雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合に限る。）を行う場合にあっては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師）の免許証の写し

 　　　 エ　建物の平面図、配置図、付近の見取図

　　 (２)申請者が法人の場合

　　　　ア　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）

　　　　イ　役員の氏名及び住所を記載した書面

　　　　ウ　役員（申請者の使用人（家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者）を含む。）が、家畜改良増殖法、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処されたことの有無並びに刑に処された者にあってはその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年の経過の有無を記載した書面及びその確定判決謄本

　　　　エ　家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師（家畜体内受精卵の処理又は家畜体外授精業務（雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合に限る。）を行う場合にあっては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師）の免許証の写し

 　　　 オ　建物の平面図、配置図、付近の見取図